

## 映像コンテンツ大国の実現に向けて

2010年3月31日

映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会

## 目次

映像コンテンツ大国の実現に向けて-----	1
放送番組における映像実演の検討ワーキンググループ報告書-----	2
放送番組における映像実演の検討WG検討スケジュール-----	9
出版物を原作とする放送番組のネット配信ガイドライン-----	10
レコード会社と専属契約を締結している実演家の出演する放送番組のネット配信ガイドライン -----	12
映画の部分使用を含む放送番組のネット配信ガイドライン-----	14
映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会名簿-----	16
放送番組における映像実演の検討WG名簿-----	17

# 映像コンテンツ大国の実現に向けて

2010年3月31日

映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会

## 1. 経緯

「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」は、2008年12月「知的財産戦略本部コンテンツ・日本ブランド専門調査会」から、放送番組のネット配信に関し、権利処理が円滑に行われるよう、集中管理の拡大やルール形成について検討するよう依頼を受けた。

そのため、2009年4月10日に本検討委員会を開催し、「放送番組における映像実演の検討ワーキング・グループ」（以下WG）の設置を決め、WGにおいてネット配信に係る権利処理の円滑化のためのルールの形成等について検討を行った。

この度、このWGの結果をとりまとめ、ここに報告するものである。

## 2. 検討結果とその活用

WGでの検討結果は、別添の報告書のとおりである。今後は、今回策定した3つのガイドラインを関係団体、団体構成員に広く周知するとともに、同ガイドラインが幅広く参照・活用されるために努力する。

## 3. 今後の取組

今後関係者は、放送番組のネット配信に関し、権利処理が円滑に行われるよう、集中管理の拡大やルール形成について適宜検討を行うほか、映像コンテンツ大国の実現に向けて、関係者が協力して取り組むこととする。特に、2010年4月から業務が開始される映像コンテンツ権利処理機構（ARMA）の取組が、実演家の権利の一元的な処理の拡大につながり、円滑な放送番組のネット配信が促進されるよう関係者間で情報交換を行う。

**映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会**  
**放送番組における映像実演の検討ワーキンググループ(映像実演 WG)**  
**報告書**

2010年3月17日  
映像実演 WG

## 1. はじめに

本 WG では、放送番組のネット配信を進めるにあたっては、当事者間の合意による民間ベースの具体的な取組を進めていくことが重要であるとの観点に立ち、権利処理を円滑に進めるための具体的な課題の解決を中心として、検討を行った。(検討スケジュール別紙1)

現在、世界的に様々な分野でコンテンツのネット配信の進展が見込まれている。我が国としても、ネット配信を通じ、ユーザーがコンテンツを容易に楽しむ機会を提供するとともに、これを新たなビジネスとして確立することにより、関係者に適切に利益を還元し、新たな創造につなげていくことが重要である。

本 WG で取り上げた「放送番組のネット配信」は、現在関係者の努力により進みつつあるが、採算が取れるビジネスとして完全に確立するには至っていない。今後とも関係者間による緊密な協力が重要である。

本 WG において一定の具体的な課題について検討してきたところであるが、上記観点に立ち、さらなる課題についても関係者間で引き続き精力的に検討していく必要がある。

## 2. 放送番組のネット配信を取り巻く環境

### (1) 取り巻く環境

#### (i) 世界で進展しつつある放送番組の配信

欧米先進国において放送番組のネット配信が企業連合等による新たな取組の中で進展を見せている。

米国においては大手放送局・映画会社の連合の「Hulu」による放送番組配信(無料の広告モデル)が進んでおり、人気ドラマ番組の提供等を背景として2009年12月のパソコン上の視聴本数ランキング(動画共有サイト含む)においてYouTubeに次ぐ2位の10億本の大台を記録している。

英国においては、公共放送(BBC)による放送番組の配信(無料モデル)の取組が進んでおり、全ての番組に関する見逃し番組サービスを行い、BBC専用の視聴フォーマット「iPlayer」を通じて簡易に見ることができるようになっている。なお、これらは専らパソコン上で視聴するモデルとなっているが、今後は、セットトップボックス等を通じたテレビや携帯機

器での視聴形態が、急速に普及していくことが予想される。

#### (ii) 様々な媒体への配信の動き

携帯電話による独自番組の配信(「BeeTV」等)、ゲーム機を通じたアニメ番組等の配信、テレビをインターネットに接続して番組を配信するインターネットテレビ(IPTV～例えば「アクトビラ」や「ひかりTV」など)も出てきており、従来のパソコンによる視聴から視聴形態が多様化してきている。

#### (iii) 著作権侵害コンテンツの蔓延

国内において、放送番組の正規配信が進みつつある一方、海外・国内において膨大な放送番組が違法に流通しており、アニメに代表されるように放送後にパッケージ販売によって利益を挙げるビジネスを阻害するとともに、放送番組の正規配信ビジネスの阻害要因となっている。

#### (iv) 放送局の広告モデルの苦境による制作基盤の弱体化の懸念

民間放送局における広告料収入が低下している。これは経済状況の変化、広告媒体の多様化、多様なコミュニケーション手段や娯楽の出現等が背景としてあると考えられるが、このために放送番組の制作費自体も低下傾向にあり、配信すべき放送番組の制作基盤が弱体化していることが憂慮されている。また、NHKは近年社会還元化(デジタル投資終了後の受信料値下げ)を経営委員会で決議し、予算確保を目的とした国内番組予算のシーリングを実施しており、外部の制作基盤に少なからず影響が出てきている。

### (2) 放送局の取組

#### (i) NHKによるネット配信

2008年12月から開始されたNHKオンデマンド(有料課金モデル)は、放送翌日から一定期間配信をする「見逃し番組」と過去の人気番組などを配信する「特選ライブラリー」のサービスを行っている。ドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、スポーツ番組、音楽番組など幅広いジャンルの番組を配信しており、ユーザーの評価も高い。また、2009年には「紅白歌合戦」を「見逃し番組」として配信するなどの試みを行っている。しかし、現状では利用者の多くはパソコン中心の受信であり、有料モデルが受け入れられにくいことや、サービスの本命とみられる標準規格によるIPTVサービスが、契約世帯がようやく100万を突破した段階で、本格普及はこれからであること等を背景として、収入については、サービス開始当初の予想を大きく下回っており、現段階で黒字化する見通しは立っていない。

## (ii) 民放キー局によるネット配信

民放キー局においてもネット配信が各社で進められている。TBSの「TBS オンデマンド」、フジテレビの「フジテレビ OnDemand」、テレビ朝日の「テレ朝動画」、テレビ東京の「あにてれしあー」についてはいずれも有料課金モデルでの配信サービスとなっており、過去の番組も含め、自社の人気番組を配信している。唯一無料広告モデルで配信を行う日本テレビの「第2日本テレビ」では、放送番組の2次利用ではなく、そのほとんどが配信用に製作されたオリジナルコンテンツを配信している。

ユーザーニーズに応じたコンテンツの提供や、期間限定の値下げキャンペーンなど、各局の工夫したサービスにより、徐々に会員数を増やし、単月では黒字のサービスも出てきているため、採算の合うビジネスとして確立できる兆しは見えてきているものの、引き続き各局の努力が必要な段階である。

### 3. WG での検討(権利処理上の課題の解決)

本WGでは、放送番組のネット配信における権利処理上の具体的課題を中心に関係者間で検討を行った上で、それぞれにつき、ガイドライン(注)として整理し、権利処理ルールの明確化を行った。

また、2009年6月に日本音楽事業者協会、日本芸能実演家団体協議会、音楽制作者連盟の実演家3団体により設立され、本年4月から業務を開始する予定である「映像コンテンツ権利処理機構(ARMA)」について議論を行った。

(注) これらガイドラインは、権利処理を円滑にするため、関係者間の合意をベースとして標準的な権利処理ルールの目安を具体化・明確化したものであり、当然ながら当事者間の交渉で合意されるべき個別契約の内容を法的に拘束するものではない。

#### (i) 出版物を原作とする放送番組のネット配信ガイドライン

人気のあるコミック、小説などを原作として製作されるドラマ番組は、現在ドラマ製作の大きな部分を占めており、ネット配信においても人気コンテンツとなっている。

本ガイドラインは、ネット配信について出版社が作者の窓口となっている場合における、出版社と放送局等との契約ルールのガイドラインであり、許諾料金の算定の考え方、許諾料を定める際に考慮すべき事項について関係者で確認の上、合意された。(別紙2)

#### (ii) レコード会社と専属契約を締結している実演家が出演する放送番組のネット配信ガイドライン

レコード会社との間に専属契約を締結している歌手が出演する歌番組などを配信する際に、レコード会社と実演家間の専属契約に基づいて、ネット配信を行う放送局が、レコード会社に手続きを行う必要がある場合について、レコード会社と放送局間の契約ルールのガイドラインについて検討を行った。

見逃しサービスにおける窓口一元化と料金算定の考え方及び見逃しサ

ービス以外のネット配信において考慮すべき事項について関係者で確認の上、合意された。(別紙3)

### (iii) 映画の部分使用を含む放送番組のネット配信ガイドライン

映画監督を紹介するドキュメンタリー番組等で映画の一部を使用している場合があるが、このような番組のネット配信を行う放送局等は、放送の権利処理とは別に、ネット配信についての許諾を得る必要がある。こうした場合の、映画の使用料の算定の考え方、料金を定める際に考慮すべき事項について関係者で確認の上、合意された。(別紙4)

### (iv) 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (ARMA) について

一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (ARMA) の主な業務は、「映像コンテンツのネット配信に関する許諾窓口一元化」及び「所在不明の実演家の探索」となっている。本 WG においては、本年4月の業務開始に向けて同機構より進捗状況の報告が行われ、権利処理の集中化を進める方策について議論が行われた。

本年1月に施行された改正著作権法により、実演家が所在不明の場合の裁定制度の利用及び裁定申請の際の担保金の供託による裁定結果前の暫定的な利用が可能となっているが、本 WG では CPRA (芸団協実演家著作隣接権センター) が暫定的に行っている「一任型権利処理の過渡的受け皿」業務(非一任型の実演家も含めた所在不明の探索業務)から、新たな裁定制度を前提とする同機構による取組が早急に進められることにより、円滑なネット配信が一層進展するよう、関係者間で継続して協議を進めていく必要があることが確認された。

また、統一的な権利者データベースなど、効率的な許諾申請システムの構築による円滑な権利処理を実現して、権利委任者の拡大にもつなげていきたいとの意欲が実演家から表明された。放送局からは、今後3年以内にはDVD化等ネット配信以外の利用についての一元的な権利処理にも広がっていくことを期待している旨の意見が出され、こうした方向に向け、権利者団体及び放送局等の利用者側が今後とも協力して進めていくことが確認された。国に対してもこうした取組を引き続きバックアップしていくことが望まれる。

## 4. 今後の課題

本 WG においては具体的な検討にまで至らなかったが、今後の放送番組のネット配信等にあたり、引き続き重要と考えられる課題は以下のとおりである。

### (1) 放送番組のネット配信の普及促進

放送番組のネット配信は徐々にユーザーを増やしつつあるが、各社が実施しているキャンペーン等の戦略的な取組や、今後の収支状況に応じた、現在の料金システム等自体の見直しも重要である。

さらに、ユーザーニーズを踏まえると、パソコンによる視聴だけでは市場の拡大に限界があるとされている。IPTV 及びそれに対するオンデマンドサービスの普及は、新たなメディアによるコンテンツの成長戦略の上でも重要な課題である。

具体的には、ネット接続のキャンペーン、中高年層でも簡易に操作できるような利便性の向上、魅力あるコンテンツの供給に、メーカーや販売店も含めた関係者が連携して取り組んでいくことが必要であると考えられる。

特に、放送事業者と機器メーカー等は、共同して衛星放送の市場を開拓してきたように、IPTVの分野でも、連携した先端的なサービスの実施を含め、広く国民が放送番組のネット配信サービスを受けられる環境を整えるために、協力していくことが重要になる。とりわけ、公共放送機関であるNHK については、社会的な役割は大きく国民の便宜を図りつつ、コンテンツをより広く活用していくためにサービスや会計の在り方についても、積極的な見直しを進めていくべきではないか、との意見があった。一方、NHK オンデマンドの在り方の見直しは、国民各層および関係事業者の合意が必要と考える、との意見もあった。

さらには、コンテンツを購入した後に、携帯機器に転送して通勤電車内等で視聴可能とするなど利便性の向上も、市場拡大の観点から重要であると考えられる。これまでのサービスでは基本的にはパソコンによるストリーミング視聴が基本となっているが、セキュリティが確保されたダウンロード転送型或いは携帯機器に直接ダウンロードできるサービス等の実現に向けて、権利者への対価の還元配慮しつつ、関係者間の合意を形成していくことが重要である。

## (2) 著作権侵害コンテンツ対策について

膨大な著作権侵害コンテンツの流通が正規流通サービスを阻害しており、このための対策が不可欠である。権利者のみでは対応に限界があるため、政府に対して、具体的には、プロバイダの責任の在り方、アクセスコントロール回避規制等の検討、著作権保護技術の開発等への真剣な取組を求めたい。併せて、日中知財ワーキンググループや日中著作権会議の場を通じた中国等への著作権侵害対策強化の働き掛けなど、深刻化する海外サイトにおける被害についての取組も、政府に対して強く求めたい。

また、著作権侵害コンテンツを掲載した動画共有サイトにユーザーが流れる傾向にある背景としては、正規配信では「見たいコンテンツがすぐに出てこない」といった利便性の問題も一部にあることも否めない。これを解決するためには、複数のネット配信サービスの横断的な検索・決済システム等正規のネット配信の利便性の向上や、提供コンテンツの充実も併せて必要である。このため、関係者が連携して進めていくことが必要であると考えられる。



### (3)優れた映像コンテンツの制作基盤の確保について

#### (i) 海外展開の強化

国内においては、製作費が減少の傾向にあり、映像コンテンツの制作基盤が将来に亘って弱体化していくことが懸念されている。

このため、ネット配信による新たな市場の確保について努力するとともに、海外市場を獲得して、制作基盤に適切に利益が還元されていくことが重要である。中国・韓国でも日本の映像の需要は高まっており、我が国の映像コンテンツが受け入れられる余地は十分にある。

他方、海外展開のためには、中国等の数量規制を回避するために国際共同製作形式が重要となる。また、一般にネット配信を含めた全ての権利が必要となる。さらには、アジア市場を戦略的に開拓していく際には、後発途上国に対しては、「将来の種を蒔く」観点から、敢えて廉価で供給することが必要な場合もある。

こうした観点から、当初から海外展開を前提とした映像コンテンツの制作にあたっては、対価の支払いルールを明確にしたマルチユース契約を促進し、あらかじめ権利処理を行う等の関係者間による緊密な協力とルール形成が必要である。

また、現状では海外展開には交渉・制作などで時間がかかり、国内番組とは異なるコストも発生する。特に外部制作会社が負担するにはリスクが高く、リスクを低減するためのファンド設立（税制優遇・補助金等の支援）や、海外での人気チャンネルの時間枠の確保等の流通網に対する支援など、政府に対してこうした映像コンテンツの海外展開に対する実効的な支援を求めたい。

#### (ii) 制作機会の確保

人材育成・基盤の弱体化が深刻であることに鑑み、上記(i)のほか、海外に通用するクリエイターを育てる制作機会・発表の場の確保が重要となっている。政府に対しても、いわゆるコンテンツ分野以外の観光や教育分野等においてデジタル化を図ることで、制作機会を拡充する施策を図る等、製作基盤の強化に向けた施策を求めたい。

また、国際映画祭・テレビ祭に我が国の数多くの作品が応募できるよう、英語字幕の作成や海外版改編などのために、資金面で支援する等の政府による取組も重要である。

さらには、私的録音録画補償金制度について関係者間の対立が尖鋭化し、論議が中断されているだけでなく、一部では訴訟ともなっているが、一方で米国発のコンテンツプラットフォームの攻勢、ヨーロッパでのIPTV標準化の流れ等に晒されている状況にある。前述のIPTV等の取組も含め、本来は、メーカー、権利関係者も含めた関係者が共生できる環境の下で、現状を転換し、ユーザーニーズに対応した新しいビジネスモデルを協力して構築していくことが必要不可欠となっている。こうした観点から、政府に対しては、各関係者による合意形成を促していく努力を強く求めたい。

また、公共放送機関であるNHKは中期計画において、番組制作の外部へ

の発注比率を高めることとしているが、外部の制作基盤の育成に加え、海外展開を図る制作会社に対し、必要に応じ、ノウハウ支援や共同制作のパートナー（海外との交渉では日本での放送や放送局の出資保証が求められることもある）として、支援する等の貢献が期待される。

(別紙1)

放送番組における映像実演の検討WG検討スケジュール

第1回 2009年 4月25日

今後の進め方について

第2回 2009年 6月30日

- ①放送番組のネット配信の現状と課題
- ②映像コンテンツ権利処理機構の設立準備状況
- ③今後の検討課題について

第3回 2009年 7月21日

今後の映像コンテンツの振興方策の在り方について

第4回 2009年 9月18日

映画の部分使用を含む放送番組のネット配信ガイドライン

第5回 2009年12月25日

- ①映画の部分使用を含む放送番組のネット配信ガイドライン
- ②不明権利者の裁定制度の運用について
- ③出版物を原作とする放送番組のネット配信ガイドライン

第6回 2010年 1月22日

- ①出版物を原作とする放送番組のネット配信ガイドライン
- ②映像コンテンツ権利処理機構の進捗状況について
- ③その他の課題について

第7回 2010年 3月17日

- ①レコード会社と専属契約を締結している実演家が出演する放送番組のネット配信ガイドライン
- ②報告書案について

## (別紙2)

### 出版物を原作とする放送番組のネット配信ガイドライン

出版社がネット配信の権利許諾につき、作者の窓口となっている作品を原作とする放送番組のネット配信について、関係者は円滑な権利許諾について積極的に取り組むことを前提に、以下のとおり合意する。

なお、実際の使用条件は下記の事項を踏まえ、当事者間の合意により決定すること。

また、本ガイドラインは、放送番組のネット配信の円滑化の観点から、放送局と権利許諾の窓口たる出版社による交渉の円滑化を目的としている。

#### 1. 見逃しサービスについて

##### (実施主体・対象)

放送局が（放送局が他社のポータルサイトのスペースを借りる場合も含む。）一度放送した番組を放送終了後に一定期間ネット配信するサービス。

##### (サービス期間)

1週間～10日などの一定期間とする。ただし、放送契約の段階でネット配信等の二次利用に合意しているマルチユースや買い取り契約の場合は、別途協議し設定する。

##### (配信方式)

配信方式は次のとおりとし、どのような通信技術または端末を用いて配信されるのか事前に明示すること。

- ・ストリーミング
- ・ダウンロード+1週間～10日などで消去

##### (許諾料)

関係者は、放送番組のネット配信のビジネスモデルとしての持続可能性、作品に占める原作の比重、他の媒体における許諾料とのバランス等を考慮に入れつつ、合理的な水準について協議する。また、市場形成の進捗状況を踏まえ、一定期間経過後に関係者による見直しを行う。

具体的な方式としては、いずれかを関係者の協議により選択。

- ・見逃しサービスのみの許諾料(レベニューシェアまたは定額)
- ・見逃しサービス以外の利用も含めたマルチユース許諾料(レベニューシェアまたは定額)

**(配信内容)**

番組の全部又は一部を配信するかはそれぞれの契約内容に委ねる。

**(プロテクション問題)**

その時点で国際標準レベルの技術を採用する。また、プロテクションが破られた時など海賊版が流通した時には関係者は真摯かつ速やかに対応する。

**2. 放送番組のネット配信について（見逃しサービスを除く）**

**(実施主体・対象)**

放送局又は放送局以外の第三者が、過去に放送された番組や今後放送される番組をネット配信するサービス。

**(サービス期間)**

契約期間は原則1年単位とする。ただし、マルチユースの場合は、別途協議し設定する。

**(配信方式)**

配信方式は次のとおりとし、どのような通信技術または端末を用いて配信されるのか事前に明示すること。

- ・ストリーミング
- ・ダウンロード＋一定期間（最長で1ヶ月間）での消去

**(許諾料)**

関係者は、放送番組のネット配信のビジネスモデルとしての持続可能性、作品に占める原作の比重、他の媒体における許諾料とのバランス等を考慮に入れつつ、合理的な水準について協議する。また、市場形成の進捗状況を踏まえ、一定期間経過後に関係者による見直しを行う。

具体的な方式としては、いずれかを関係者の協議により選択。

- ・ネット配信のみの許諾料（レベニューシェア）
- ・ネット配信以外の利用も含めたマルチユース許諾料（レベニューシェア）

**(プロテクション問題)**

その時点で国際標準レベルの技術を採用する。また、プロテクションが破られた時など海賊版が流通した時には関係者は真摯かつ速やかに対応する。

### (別紙3)

## レコード会社と専属契約を締結している実演家の出演する放送番組の ネット配信ガイドライン

実演家が歌唱等の生実演を行っている放送番組のネット配信において、レコード会社と実演家間で番組出演に関する内容を含む専属契約があり、手続きが必要な場合は、関係者はネット配信について積極的に取り組むことを前提に、以下のとおり合意する。

なお、実際の使用条件は下記の事項を踏まえ、当事者間の合意により決定すること。また、実演家の必要な権利処理は、別途放送局側の責任で行うこと。

### 1. 見逃しサービスについて

#### (実施主体・対象)

放送局が（放送局が他社のポータルサイトのスペースを借りる場合も含む。）一度放送した番組を放送終了後に一定期間ネット配信するサービス。なお、対象となる放送番組については、当事者間で予め協議をする。

#### (サービス期間)

1週間～10日などの一定期間とする。ただし、放送契約の段階でネット配信等の二次利用に合意しているマルチユースの場合は、別途協議し設定する。

#### (配信方式)

配信方式は次のとおりとし、どのような通信技術または端末を用いて配信されるのか事前に明示すること。

- ・ストリーミング
- ・ダウンロード+1週間～10日などで消去

#### (プロテクション問題)

その時点で国際標準レベルの技術を採用する。また、プロテクションが破られた時など海賊版が流通した時には関係者は真摯かつ速やかに対応する。

#### (窓口一元化及び料金の算定方式)

社団法人日本レコード協会は、放送番組の見逃しサービスのネット配信に関し、放送局からあらかじめ包括的な情報提供があることを前提に、専属契約に関する手続きを一括して受け付ける窓口となるよう努め、放送番組のネット配信の円滑な体制作りに協力する。

なお、上記の場合における料金の算定方式は、関係者の協議により決定。

- ・ 見逃しサービスのための料金(定額またはレベニューシェア)

※市場が形成されるまでは、収入に応じた暫定的な価格設定。ただし、市場形成の進捗状況を踏まえ、一定期間経過後に関係者による見直しを行う。

## 2. 放送番組のネット配信について（見逃しサービスを除く）

放送局及びレコード会社は、音楽関連の映像ビジネスにおいて戦略的なウィンドウ展開が重要であることに鑑み、他のメディアによる提供との関連や、相乗効果を高めるための取組等を考慮しつつ、相互のビジネスの利益に資するよう対象となる放送番組の配信の可否やその方法等について協議する。

## (別紙4)

### 映画の部分使用を含む放送番組のネット配信ガイドライン

映画（劇場用映画のことをいう。以下同じ。）の部分使用を含む放送番組のネット配信について、関係者は円滑な権利許諾について積極的に取り組むことを前提に、以下のとおり合意する。また、映画のスチール写真及びポスターを使用した放送番組のネット配信についても、同様とする。

なお、実際の使用条件は下記の事項を踏まえ、当事者間の合意により決定すること。

また、ネット配信に伴う必要な権利処理は、放送使用の際と同様に放送局側の責任で行うこと。

#### 1. 見逃しサービスについて

##### (実施主体・対象)

放送局が（放送局が他社のポータルサイトのスペースを借りる場合も含む。）一度放送した番組を放送終了後に一定期間ネット配信するサービス。

##### (サービス期間)

1週間～10日などの一定期間とする。ただし、放送契約の段階でネット配信等の二次利用に合意しているマルチユースや買い取り契約の場合は、別途協議し設定する。

##### (配信方式)

配信方式は次のとおりとし、どのような通信技術または端末を用いて配信されるのか事前に明示すること。

- ・ストリーミング
- ・ダウンロード+1週間～10日などで消去

##### (使用料の算定方式)

いずれかを関係者の協議により選択。

- ・見逃しサービスのみの使用料(定額または放送使用料×料率)  
※市場が形成されるまでは、収入に応じた暫定的な価格設定。ただし、市場形成の進捗状況を踏まえ、一定期間経過後に関係者による見直しを行う。
- ・見逃しサービス以外の利用も含めたマルチユース使用料（基本料金を定め、許諾期間や使用範囲等により増減。また、買い取り契約も検討。）



#### (配信内容)

番組の全部又は一部を配信するかはそれぞれの契約内容に委ねる。

#### (プロテクション問題)

その時点で国際標準レベルの技術を採用する。また、プロテクションが破られた時など海賊版が流通した時には関係者は真摯かつ速やかに対応する。

## 2. 放送番組のネット配信について（見逃しサービスを除く）

#### (実施主体・対象)

放送局又は放送局以外の第三者が、過去に放送された番組や今後放送される番組をネット配信するサービス。

#### (サービス期間)

契約期間は原則1年単位とする。ただし、マルチユースや買い取り契約の場合は、別途協議し設定する。

#### (配信方式)

配信方式は次のとおりとし、どのような通信技術または端末を用いて配信されるのか事前に明示すること。

- ・ストリーミング
- ・ダウンロード＋一定期間（最長で1ヶ月間）での消去

#### (使用料の算定方式)

いずれかを関係者の協議により選択。

- ・ ネット配信のみの定額使用料（配信期間等により増減）  
※市場が形成されるまでは、収入に応じた暫定的な価格設定。ただし、市場形成の進捗状況を踏まえ、一定期間経過後に関係者による見直しを行う。
- ・ ネット配信以外の利用も含めたマルチユース使用料（基本料金を定め、許諾期間や使用範囲等により増減。また、買い取り契約も検討。）

#### (プロテクション問題)

その時点で国際標準レベルの技術を採用する。また、プロテクションが破られた時など海賊版が流通した時には関係者は真摯かつ速やかに対応する。

## 映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会名簿（敬称略・順不同）

### 〔座長〕

エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク理事長 久保利 英 明  
（日比谷パーク法律事務所代表）

### 〔委員〕

全日本テレビ番組製作社連盟理事長 中 尾 幸 男  
（（株）C.A.L代表取締役社長）

日本映画製作者連盟参与 迫 本 淳 一  
（松竹（株）代表取締役社長）

日本音楽事業者協会会長 尾 木 徹  
（（株）プロダクション尾木代表取締役）

日本芸能実演家団体協議会会長 野 村 萬

日本雑誌協会 入 江 祥 雄  
（（株）講談社取締役）

日本放送協会会長 福 地 茂 雄

日本民間放送連盟 村 上 光 一  
（（株）フジテレビジョン顧問）

日本レコード協会会長 石 坂 敬 一  
（ユニバーサル ミュージック（同）会長）

日本経団連産業問題委員会エンターテインメント・コンテンツ産業部会長 依 田 巽  
（ギャガ（株）代表取締役会長兼社長 CEO）

### 〔オブザーバー〕

総務省情報流通行政局コンテンツ振興課長 新 井 孝 雄

文化庁長官官房著作権課長 永 山 裕 二

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長 信 谷 和 重

放送番組における映像実演の検討WG名簿（敬称略・順不同）

〔座長〕

潮見坂綜合法律事務所弁護士

末 吉 互

〔委員〕

全日本テレビ番組製作社連盟事務局長

稲 垣 健

日本映画製作者連盟

武 田 功

（松竹（株）テレビ部部長）

日本映画製作者連盟

中 川 昌 義

（東映（株）映像版權営業部次長）

日本音楽事業者協会事務局長

山 崎 博 司

日本音楽制作者連盟理事

松 野 玲

（（株）アミューズ専任執行役）

日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター法制関連委員会委員

浅 原 恒 男

日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター運営委員

椎 名 和 夫

日本雑誌協会

村 瀬 拓 男

（（株）新潮社法務対策室弁護士）

日本雑誌協会

吉 羽 治

（（株）講談社ライツ事業局局長）

日本放送協会放送総局特別主幹

関 本 好 則

日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター（著作権・契約）担当部長

梶 原 均

日本民間放送連盟

池 田 朋 之

（（株）テレビ東京編成局次長兼契約統括部部長）

日本民間放送連盟

千 葉 晋 也

（（株）フジテレビジョン編成制作局著作権部部長）

日本レコード協会

高 嶋 裕 彦

（（株）ソニー・ミュージックエンタテインメント契約グループ代表）

日本レコード協会

富 田 政 博

（ユニバーサルミュージック（同）ビジネス・アフェアズ本部法務部部長）

〔オブザーバー〕

総務省情報流通行政局コンテンツ振興課長

新 井 孝 雄

総務省情報流通行政局コンテンツ振興課課長補佐

吉 田 弘 毅

文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室長

川 瀬 真

文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室室長補佐

竹 田 透

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長

信 谷 和 重

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課課長補佐

木 本 直 美